

訪問型短期集中予防サービス

【委託事業者】

1	サービス提供の目的	<p>専門職による個別性に応じた複合的プログラムを在宅で集中的に提供することにより、以下の状態を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に支障ある行為を改善し、ADLやIADLが自立する ・自分で外出できるようになることで閉じこもりが予防できる ・自ら介護予防に取り組み、体力や生活機能の維持向上ができる
2	サービス内容	<p>専門職による生活機能改善・体力改善・閉じこもり予防に向けた訪問指導・援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ADLやIADLの自立に向けた支援 ・心身機能低下に対する改善指導 ・外出を自立するための支援 等
3	想定される対象者	<p>生活機能(ADLやIADL)改善、体力改善、閉じこもり予防等にし、専門職による集中的支援が必要と認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善の見込みや本人の改善の意思が明確であること ・地域ケア会議等で利用が必要とされた場合
4	利用回数	<p>週1～2回 概ね3～6か月間(最長9か月まで延長可) 原則1人1回のみ利用</p> <p>※ ただし、状態の変化等により改めて必要性が生じた場合は、再申し込み可(可否は市が判断)</p>
5	単位時間	<p>1時間(初回は1時間30分)</p> <p>※ 初回訪問は、専門職とケアマネ同席のもと行い、結果をケアプラン、個別支援計画に反映</p>
6	単価等	1回4,040円(初回のみ6,040円)
7	利用者負担額	1回200円 別途、実費あり(診療情報提供料、材料費等)
8	併用できるサービス	訪問型、通所型(短期集中を除く)
9	サービス費用の請求	毎月、市に請求
10	限度額管理	限度額管理対象外
11	サービス提供者	訪問看護・訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士
12	実施条件	<ul style="list-style-type: none"> ○人員 従事者 必要数 資格要件:理学療法士、作業療法士 ○設備 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品 ○運営 個別サービス計画の作成 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 従事者又は従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 廃止、休止の届出と便宜の提供
13	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・利用に際しては市に申し込み ・事前に主治医意見書や診療情報提供書から医療情報を明確する ・訪問リハ、訪問看護、通所リハとの併用不可